

# リコール制度について

## リコール制度の趣旨

設計・製造の過程に問題があったために安全・環境基準に適合していない(又は適合しなくなるおそれがある)自動車について、自動車メーカーが自らの判断により、国土交通大臣に事前に届出を行い、対象車を回収し、無償で修理を行い、事故・トラブルを未然に防止する制度。

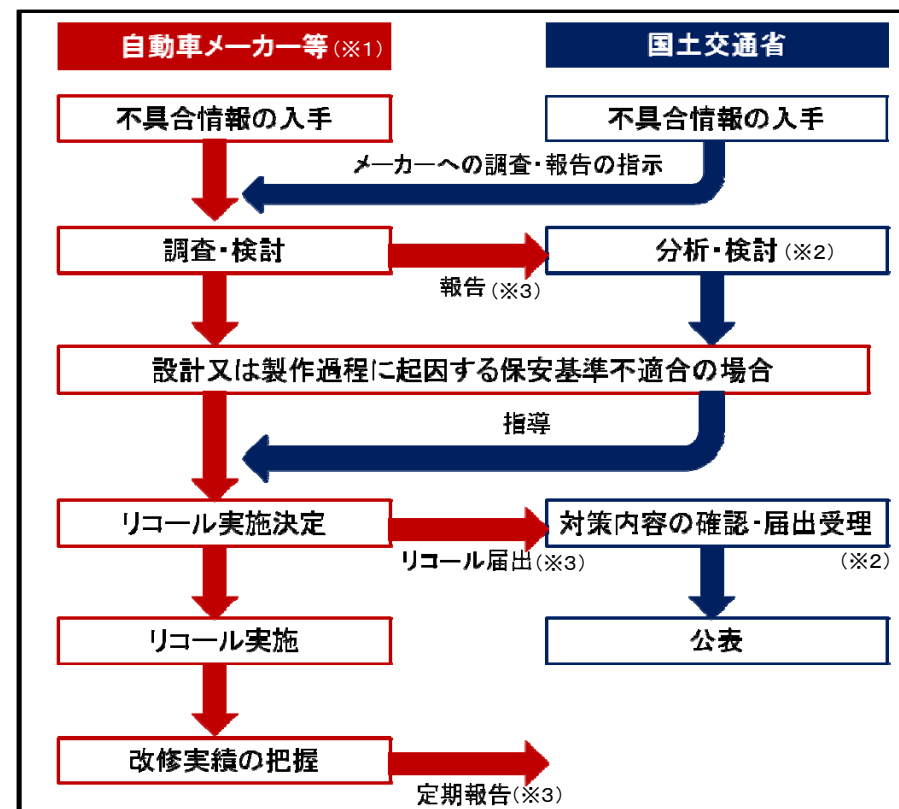
## 国土交通省の役割

- ①不具合情報の収集・分析。
- ②メーカーのリコールへの取組状況の調査。
- ③取組状況が不適切であれば指導又は監査等。
- ④事前届出内容が不適切であれば改善指示。
- ⑤メーカーが自主的にリコールを行わず、かつ、事故が頻発している場合には勧告・命令。

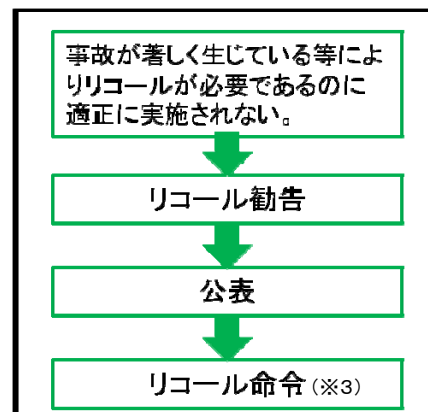
## 近年のリコール届出件数及び対象台数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	364	377	408
対象台数	15, 846, 080	7, 700, 330	8, 217, 340

## リコール届出の流れ



### リコールの勧告、命令



※1: メーカーには監査の実施等により指導・監督を行っている。

※2: 必要な場合には、(独)自動車技術総合機構交通安全環境研究所リコール技術検証部において技術的検証を行う。

※3: 虚偽報告、リコールの届出義務違反、リコール命令に従わない場合には、罰則(懲役1年以下、罰金300万円以下、法人罰金2億円以下)が科せられる。